

○坂井市子ども・子育て会議条例

令和2年3月25日

条例第3号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、坂井市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 教育又は保育の関係者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子どもの保護者
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(坂井市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

2 坂井市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（平成18年坂井市条例第33号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○坂井市子ども・子育て会議条例施行規則

令和2年3月25日

規則第1号

改正 令和3年2月22日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、坂井市子ども・子育て会議条例（令和2年坂井市条例第3号）第5条の規定に基づき、坂井市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の運営その他必要な事項を定める。

(会長及び副会長)

第2条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 子ども・子育て会議の会議（以下この条及び次条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる

(庶務)

第5条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子ども福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月22日規則第4号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○子ども・子育て支援法（抜粋）

子ども・子育て支援法をここに公布する。

子ども・子育て支援法

目次

第二章 子ども・子育て支援給付

第三節 子どものための教育・保育給付

第三款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第二十七条―第三十条）

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等

第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第一款 特定教育・保育施設（第三十一条―第四十二条）

第二款 特定地域型保育事業者（第四十三条―第五十四条）

第五章 子ども・子育て支援事業計画（第六十条―第六十四条）

第七章 子ども・子育て会議等（第七十二条―第七十七条）

第七章 子ども・子育て会議等

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。